

皆が悩んでいる個人情報保護法の論点  
(委託先の統計情報作成禁止どこまで対応・プラポリどこま  
で改正・Cookie対応どこまで他)

---

弁護士法人 三宅法律事務所  
弁護士 渡邊 雅之  
越田 晃基

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー  
弁護士 渡邊 雅之／越田 晃基  
TEL: 03-5288-1021  
Email: [m-watanabe@miyake.gr.jp](mailto:m-watanabe@miyake.gr.jp)  
[k-koshida@miyake.gr.jp](mailto:k-koshida@miyake.gr.jp)

# プライバシーポリシーの改訂

# 改訂が必要な事項・必ずしも改訂が必要ない事項

## 1. 改訂が必ず必要な事項

### ● 共同利用者の個人データ管理責任者の住所・代表者氏名を追加

⇒令和2年改正法により、当該個人情報取扱事業者の「氏名又は名称及び住所」に加えて、法人にあっては、その代表者の氏名を記載することになった。(法27条【32条】1項1号)

### ● 利用目的の特定の充実

⇒通則編ガイドライン3-1-1(利用目的の特定)(※1)において、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】の事例1)として、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」が掲げられている(令和2年改正法に伴う通則編ガイドラインの改正)。

## 2. 改訂が必ずしも必要ない事項

### ● 保有個人データに関する安全管理措置

⇒本人の求めに応じて遅滞なく回答する体制でもよい。

⇒令和2年改正法により、「保有個人データの安全管理のために講じた措置(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)」(法28条【33条】4項、令8条1号)を開示することになった。通則編ガイドライン3-8-1の【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】を参考に記載している。

⇒(海外)クラウドサーバの取扱いも安全管理措置の一環であることに留意。

⇒通則編ガイドライン3-8-1において、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】の一つとして、「外的環境の把握」(事例)個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施)することを記載することとされている。ここでは、個人情報取扱事業者が法24条【28条】3項の規定により、本人の求めを受けた場合に提供すべき情報を記載している(規則11条の4第3項、外国第三者提供編6-2-2)。外国第三者提供編6-2-1において、本人に対する情報提供の方法の一つとして、「事例4)必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」が記載されている。

# GDPRなどの海外の法令が域外適用される事業者において追加すべき項目

1. 個人データの項目
2. 個人データの処理の法的根拠
3. 利用目的はより分かりやすく明確に  
(4. 個人データ保護責任者の設置)
5. 開示・訂正・利用停止等(・データポータビリティ等)の手続・申請フォーム

※韓国、中国、タイ、ベトナムなどでGDPRに準拠した個人情報保護法が施行(予定)されているので、海外の個人情報保護法が域外適用される事業者においては上記のような規定も追加することを検討。

# 共同利用に関する改正法案

(第三者提供の制限)

第23条(略)

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する~~利用する者の利用目的又は~~個人データの管理について責任を有する者の氏名、~~名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、~~あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

※共同利用について、あらかじめ、本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くべき事項として、①当該個人データの管理について責任を有する者の住所、②共同利用する者が法人の場合はその代表者の氏名について、追加される。

## 参考:保有個人データ(公表等)①

Q 9-3 「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号）について、ホームページにおいては、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、安全管理措置の具体的な内容については、本人からの問合せに応じて遅滞なく回答する、という対応を取ることはできますか。

A 9-3

- 個人情報取扱事業者は、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」について、「本人の知り得る状態」に置く必要がありますが、「本人の知り得る状態」は、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」を含みます。
- 例えば、ホームページにおいて、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、本人からの問合せがあれば、安全管理措置の具体的な内容を遅滞なく回答する体制を構築している場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置について、「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置いたこととなります。

(令和 3 年 9 月追加)

## 参考:保有個人データ(公表等)②

Q 9 - 4 従業者の監督（法第 21 条）・委託先の監督（法第 22 条）についても、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号）として、本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A 9 - 4

法第 21 条及び法第 22 条は、法第 20 条の安全管理措置の一環として、従業者及び委託先に対する監督義務を明記するものであり、従業者及び委託先に対する監督は、法第 20 条の安全管理措置の一部を成します。このため、従業者及び委託先に対する監督についても、法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置く必要があります。

（令和 3 年 9 月追加）

# 安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例(改正通則編ガイドライン)

## (基本方針の策定)

事例)個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

## (個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

## (組織的安全管理措置)

事例1)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例2)個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

## (人的安全管理措置)

事例1)個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施

事例2)個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

## (物理的安全管理措置)

事例1)個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例2)個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

## (技術的安全管理措置)

事例1)アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例2)個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

## (外的環境の把握)

事例)個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施(※)

(※)外国(本邦の域外にある国又は地域)の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。



## 本人の知り得る状態に置くことにより支障を及ぼすおそれがあるものの事例(改正通則編ガイドライン)

事例1) 個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法

事例2) 個人データ管理区域の入退室管理方法

事例3) アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等

事例4) 不正アクセス防止措置の内容等

(※) 例えば、上記の【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】にあるような、「盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる」、「外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入」といった内容のみでは、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないが、その具体的な方法や内容については、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。しかしながら、何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であり、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて判断される。

## 参考:安全管理措置(外的環境の把握)①

Q10-22 「外的環境の把握」について、「外国において個人データを取り扱う場合」とは、どのような場合ですか。

A10-22

例えば、以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当するため、個人情報取扱事業者は、**当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要**があります。

- 個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合（Q10-23 参照）
- 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合（Q10-24 参照）
- 外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合（法第 75 条参照）  
（令和 3 年 9 月追加）

通則編ガイドラインにおいて【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】の一つとして、「外的環境の把握」を講ずることが求められる。

（外的環境の把握）

事例) 個人データを保管しているA 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施 (※8)

(※8) 外国（本邦の域外にある国又は地域）の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。

## 参考：安全管理措置(外的環境の把握)②

Q10-23 「外的環境の把握」について、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる場合には、**当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。**外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合はどうですか。

また、この場合、「**法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置**」(法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号)として、**どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。**

A10-23

- 個人情報取扱事業者は、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、**支店等が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。**
- また、外国に支店等を設置していない場合であっても、**外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、その個人データの取扱状況(個人データを取り扱う期間、取り扱う個人データの性質及び量を含む。)**等に起因するリスクに応じて、従業者が所在する外国の制度等を把握すべき場合もあると考えられます。例えば、外国に居住してテレワークをしている従業者に個人データを取り扱う業務を担当させる場合には、**当該従業者の所在する外国の制度等も把握して安全管理措置を講じる必要があると考えられます。**他方、外国に出張中の従業者に一時的にのみ個人データを取り扱わせる場合には、**必ずしも、安全管理措置を講じるにあたって、外国の制度等を把握する必要まではないと考えられます。**
- 以上は、**外国にある支店等や従業者が、日本国内に所在するサーバに保存されている個人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。**
- そして、**外国の制度等を把握して安全管理措置を講じる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、支店等や従業者が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。**

(令和 3 年 9 月追加)

## 参考:安全管理措置(外的環境の把握)③

Q10-25 「外的環境の把握」について、外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用し、その管理するサーバに個人データを保存する場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。

また、この場合、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」(法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号)として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-25

- 外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合には、個人データの第三者への「提供」には該当しませんが、個人情報取扱事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります(Q7-53、Q7-54、Q12-3参照)。
- この場合、個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。日本国内に所在するサーバに個人データが保存される場合においても同様です。
- かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。他方、個人データが保存されるサーバが所在する国を特定できない場合には、サーバが所在する外国の名称に代えて、①サーバが所在する国を特定できない旨及びその理由、及び、②本人に参考となるべき情報を本人の知り得る状態に置く必要があります。②本人に参考となるべき情報としては、例えば、サーバが所在する外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称等が考えられます。

(令和3年9月追加)

## 参考：外国にある第三者への提供

Q12-3 外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存することは外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-3

- 個人情報取扱事業者自らが外国に設置し、自ら管理・運営するサーバに個人データを保存することは、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。
- また、個人情報取扱事業者が、外国にある事業者が外国に設置し、管理・運営するサーバに個人データを保存する場合であっても、当該サーバを運営する当該外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。
- ここでいう「当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます（Q7-53 参照）。
- なお、個人情報取扱事業者が、外国に設置されたサーバに個人データを保存する場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 20 条）、また、保有個人データの安全管理について講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く（法第 27 条第 1 項第 4 号、施行令第 8 条第 1 号）必要があることに留意が必要です（Q10-25 参照）。

（令和 3 年 9 月更新）

# 取扱規程の改訂

# 改訂が必要な事項

## 1. 改正により取扱規程は必ず必要になる。

- 保有個人データに関する安全管理措置は、プライバシーポリシーに規定していなくても「本人の求めに応じて遅滞なく回答する体制」でもよいが、この場合は必ず取扱規程(個人情報取扱規程・個人情報保護規程等)が必要となる。

## 2. 改訂・追加が必要な事項

### (1) 改訂が必要なもの

- 保有個人データの定義の変更(6ヶ月以内の例外なくなる)
- 個人データの漏えい(おそれ)の場合の個人情報保護委員会・本人への通知の手続
- 個人情報の不適正利用の規定の追加
- 保有個人データの開示請求の電磁的方法等の手続への改訂
- 保有個人データの利用停止・第三者提供の停止ができる場合の追加の改訂

### (2) 場合によっては改訂が必要なもの

- 外国の第三者に個人データを提供する場合(①外国にある第三者への提供の同意の際の情報提供・②基準適合措置を講じている事業者の必要な措置・本人の求めに応じて提供すべき情報)
- Cookie・IPアドレスなどの個人関連情報を取り扱う場合には、個人関連情報の定義・個人関連情報の取扱いの規定の追加。(このような取り扱いをしなくても個人関連情報の定義は追加した方がよいかも)

### (3) 必ずしも必要ないもの

- 仮名加工情報に関する規程・規定⇒内部利用しかできないので利用価値なし。個人データとして利用目的の範囲内で利用(分析)すれば足りる。(統計情報については利用目的に記載する必要なし)

## 3. 注意すべき事項

令和2年改正法だけでなく、令和3年改正法の第1弾改正も令和4年(2022年)4月1日に施行される(!)ので、取扱規程に個人情報保護法の条文番号は書かない方がよいと思われる。

※個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令(令和3年10月29日政令第292号)附則1条

## 2020年改正後

- 第1章 総則(1条～3条)  
 第2章 国及び地方公共団体の責務(4～6条)  
 第3章 個人情報の保護に関する施策  
 第1節 個人情報の保護に関する基本方針  
 第2節 国の施策(8条～10条)  
 第3節 地方公共団体の施策(11条～13条)  
 第4節 国及び地方公共団体の協力(14条)  
 第4章 個人情報取扱事業者の義務等  
 第1節 個人情報取扱事業者等の義務(15条～35条)  
 第2節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(35条の2・35条の3)  
 第3節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(36条～39条)  
 第4節 監督(40条～46条)  
 第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条～56条)  
 第6節 送達(58条の2～58条の5)  
 第5章 個人情報保護委員会(59条～74条)  
 第6章 雑則(75条～81条)  
 第7章 罰則(82条～88条)  
 附則

## 2021年第1弾改正

- 第1章 総則(1条～3条)  
 第2章 国及び地方公共団体の責務(4～6条)  
 第3章 個人情報の保護に関する施策  
 第1節 個人情報の保護に関する基本方針  
 第2節 国の施策(8条～11条)  
 第3節 地方公共団体の施策(12条～14条)  
 第4節 国及び地方公共団体の協力(15条)  
**第4章 個人情報取扱事業者等の義務等**  
 第1節 総則(16条)  
 第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(17条～40条)  
 第3節 仮名化工場御法取扱事業者等の義務(41条・42条)  
 第4節 匿名加工情報取扱事業者の義務(43条～46条)  
**第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条～56条)**  
 第6節 雑則(57条～59条)  
**第5章 行政機関等の義務等**  
 第1節 雑則(60条)  
 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い(61条～73条)  
 第3節 個人情報ファイル(74条・75条)  
 第4節 開示、訂正及び利用停止  
 第1款 開示(76条～89条)  
 第2款 訂正(90条～97条)  
 第3款 利用停止(98条～103条)  
 第4款 審査請求(104条～106条)  
 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等(107条～121条)  
 第6節 雑則(122条～126条)  
**第6章 個人情報保護委員会**  
 第1節 設置等(127条～142条)  
 第2節 監督及び監視  
 第1款 個人情報取扱事業者の監督(143条～149条)  
 第2款 認定個人情報保護団体の監督(150条～152条)  
 第3款 行政機関等の監視(153条～157条)  
 第3節 送達(158条～161条)  
 第4節 雑則(162条～165条)  
**第7章 雑則(166条～170条)**  
**第8章 罰則(171条～180条)**  
 附則

## 2021年第2弾改正

- 第1章 総則(1条～3条)  
 第2章 国及び地方公共団体の責務(4～6条)  
 第3章 個人情報の保護に関する施策  
 第1節 個人情報の保護に関する基本方針  
 第2節 国の施策(8条～11条)  
 第3節 地方公共団体の施策(12条～14条)  
 第4節 国及び地方公共団体の協力(15条)  
 第4章 個人情報取扱い事業者等の義務等  
 第1節 総則(16条)  
 第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(17条～40条)  
 第3節 仮名化工場御法取扱事業者等の義務(41条・42条)  
 第4節 匿名加工情報取扱事業者の義務(43条～46条)  
 第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条～56条)  
 第6節 雑則(57条～59条)  
**第5章 行政機関等の義務等**  
 第1節 雑則(60条)  
 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い(61条～73条)  
 第3節 個人情報ファイル(74条・75条)  
 第4節 開示、訂正及び利用停止  
 第1款 開示(76条～89条)  
 第2款 訂正(90条～97条)  
 第3款 利用停止(98条～103条)  
 第4款 審査請求(104条～107条)  
**第5款 条例との関係(108条)**  
 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等(109条～123条)  
 第6節 雑則(124条～129条)  
**第6章 個人情報保護委員会**  
 第1節 設置等(130条～145条)  
 第2節 監督及び監視  
 第1款 個人情報取扱事業者の監督(146条～152条)  
 第2款 認定個人情報保護団体の監督(153条～155条)  
 第3款 行政機関等の監視(156条～160条)  
 第3節 送達(161条～164条)  
 第4節 雑則(165条～170条)  
**第7章 雑則(171条～175条)**  
**第8章 罰則(176条～185条)**  
 附則



# Cookie・委託の取扱いなどについて

# 改正Q&A: Cookieの取扱い

Q 8 - 1 Cookie等の端末識別子は個人関連情報に該当しますか。家族等で情報端末を共用している場合はどうですか。

A 8 - 1

- 個別の事案ごとに判断することとなりますが、Cookie等の端末識別子について、個人情報に該当しない場合には、通常、当該端末識別子に係る情報端末の利用者に関する情報として、「**個人に関する情報**」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。また、**家族等の特定少数の人が情報端末を共用している場合であっても、通常、情報端末の共用者各人との関係で、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。**
  - なお、Cookie等の端末識別子は、**他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することとなります。**
- ⇒Cookie等の端末識別子は、GDPRやCCPAと違い、個人情報には原則該当しないので、「個人データとして取得することが想定される場合」でなければ本人の同意は不要。
- ⇒したがって、海外の個人情報保護法制が域外適用されないのであれば**Cookieポリシーは直ちに必要とならない。**
- ⇒中国、韓国、タイ等で施行（予定）の個人情報保護法はGDPRをモデルにしており（GDPRの十分性の認定を取得するため）、Cookie等の端末識別子も個人データに該当する。3年後の見直しで取扱いが変更される可能性あり。

# 弊職のプラポリ案: Cookie

## ○利用目的の注記として以下の記述

(※1)お客様から取得したウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、サービスの提供、広告配信等をいたします。

→通則編ガイドライン3-1-1(利用目的の特定)(※1)において、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】の事例1)として、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」が掲げられている(令和2年改正法に伴う通則編ガイドラインの改正)。

(※2)当社以外の第三者から取得したお客様の趣味嗜好・閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客様の個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客様からあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

→「**個人関連情報の第三者提供の制限等**」(法26条の2【31条】)に関する規定。

(※3)当社のウェブサイトを利用するお客様の情報を、コンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー(Cookie)」といいます。当社のウェブサイトは、お客様が一層便利にご利用いただけるように、クッキーを使用しています。【クッキーの取扱いの詳細については「クッキーポリシー」をご覧ください。】

# Google Analytics

## ○利用目的の注記として以下の記述

(※4)当社サイトでは、お客様の当社サイトの訪問状況を把握するためにGoogle社のサービスであるGoogle Analyticsを利用しています。

当社のサイトでGoogle Analyticsを利用しますと、当社が発行するクッキーをもとにして、Google社がお客様の当社サイトの訪問履歴を収集、記録、分析します。

当社は、Google社からその分析結果を受け取り、お客様の当社サイトの訪問状況を把握します。Google Analyticsにより収集、記録、分析されたお客様の情報には、特定の個人を識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、Google社により同社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。

お客様は、ブラウザのアドオン設定でGoogle Analyticsを無効にすることにより、当社のGoogle Analytics利用によるご自身の情報の収集を停止することも可能です。Google Analyticsの無効設定は、Google社によるオプトアウトアドオンのダウンロードページで「Google Analyticsオプトアウトアドオン」をダウンロードおよびインストールし、ブラウザのアドオン設定を変更することで実施することができます。なお、お客様がGoogle Analyticsを無効設定した場合、お客様が訪問する本サイト以外のウェブサイトでもGoogle Analyticsは無効になりますが、お客様がブラウザのアドオンを再設定することにより、再度Google Analyticsを有効にすることも可能です。Google Analyticsの利用規約に関する説明についてはGoogle Analyticsのサイトを、Google社のプライバシーポリシーに関する説明については同社のサイトをご覧ください。

＜Google Analyticsの利用規約＞

<http://www.google.com/analytics/terms/jp.html>

＜Googleのプライバシーポリシー＞

<http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>

＜Google Analyticsオプトアウトアドオン＞

<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>

# Google Analyticsについて

- **Google Analyticsはファーストパーティクッキーを用いており、当該サイトのパフォーマンスを向上する目的のためのみクッキーを扱っていると思われることから、そのクッキーは当該サイトの通信目的のためのみの技術的なクッキーと捉えられ、GDPR等のプライバシー法上の対応は不要とする見解が大半だった。**
- **2019年11月、ドイツ連邦のデータ保護監督機関をはじめ、ドイツ各州の複数の監督機関が、Google Analyticsを使用しているサイトにおいては、閲覧者のOpt-in同意を取得しなければGDPR上違法であり、この場合、いわゆるクッキーウォール(ユーザーが同意をしたものとみなす等、ユーザーに自由な同意をする機会を与えないクッキーバナー)はGDPR上不適格である、という文書を一齐に公開した。**
- **その理由は、Google Analyticsを提供するGoogle社は、事業者の単なる委託先ではなく、自社の目的のために個人データ(閲覧者の閲覧履歴等)を処理するものなので管理者であり、この場合、Google Analyticsを利用しているサイトはOpt-in同意を取得しなければならないというものです。**
- **今後、日本の個人情報保護法上、Google Analyticsどのように扱われるかについても注目される。**

## Cookie等の個人関連情報を取得する場合の留意点

- 提供先事業者では特定の個人を識別できないCookie等の個人関連情報を取得する場合でも、提供する側では特定の個人を識別できている可能性がある。
- いわゆる「提供元基準」によれば、Cookie等も「個人データ」に該当する可能性がある。この場合、本人の同意なく取得すると、受領側も個人情報の不適正取得(法17条1項)に該当する可能性がある。
- 他方、Cookie等の個人関連情報の提供先事業者が「個人データ」として取得することが想定される場合には、提供元事業者は、提供先事業者が本人の同意を取得したことを確認・記録する必要がある。(法26条の2)
- 提供先事業者はCookie等の個人関連情報を受領する際に、提供元事業者から「個人情報・個人データに該当しない」旨の表明保証を取得しておくべき。
- 提供元事業者においては、提供先事業者がCookie等の個人関連情報を「個人データとして取得しない」旨の誓約を取得しておくべき。

## 提供元基準(制度改正大綱)

- 個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを求めている。このため、外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していなくても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。
- これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者に、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課するという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである(一般に「提供元基準」と呼ばれている。)
- しかし、最近問題となっている「提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。
- そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。

# 匿名化情報に関する従来の考え方



(提供元基準) ➡ **個人情報保護委員会はこちらの考え方を採用**

「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる」か否かは提供元で判断する。A社(提供元)において容易に照合できる限りは、A社による情報提供は、「個人データ(個人情報)」の提供には該当し、X(本人)の事前の同意の取得が必要。

(提供先基準)

「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる」か否かは提供先で判断する。B社(提供先)において容易に照合できない限りは、A社による情報提供は、「個人データ(個人情報)」の提供には該当せず、X(本人)の事前の同意の取得は不要。



# 第三者に該当しない場合(委託先において新たに個人データ取得)

Q 7-36 当社は、外部事業者を利用して消費者アンケート調査を実施します。当該外部事業者において新たに個人データを取得し、その結果を集計して統計情報を作成し、当社は統計情報のみ提供を受けます。この場合、当社は当該外部事業者に対して個人データの取扱いの委託(法第23条第5項第1号)をしているものと考えられますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q&A 5-26-2として追加)

A 7-36 個別の事例ごとに判断することになりますが、外部事業者のみがアンケート調査に係る個人データを取り扱っており、調査を依頼した事業者が一切個人データの取扱いに関与しない場合は、通常、当該個人データに関しては取扱いの委託をしていないと解されます。この場合、当該外部事業者は委託を受けることなく自ら個人データを取り扱う主体となり、例えば、本人から保有個人データの開示等の請求があった場合には、これに対応する必要があります。

他方、例えば、調査を依頼した事業者が当該個人データの内容を確認できる場合は、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。また、契約上、調査を依頼した事業者に個人データの取扱いに関する権限が付与されている場合や、外部事業者における個人データの取扱いについて制限が設けられている場合には、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。

(令和3年9月追加)

※外部事業者に統計情報の作成を依頼する場合において、①当該外部事業者が新たに個人データを取得する場合で、かつ、②調査を依頼した事業者が個人データを取り扱わない場合には、個人データの取扱いの委託(法25条1項1号)に該当しない。

➡この場合、依頼した事業者から外部事業者に個人データを提供することは「第三者」への提供に該当し、本人の同意が必要となる。

➡外部事業者は新たに取得した個人データ(保有個人データとなる)を取り扱う主体となり、本人からの保有個人データの開示請求等に応じる必要がある。

※外部事業者に統計情報の作成を依頼する場合において、①当該外部事業者が新たに個人データを取得する場合で、かつ、(②-1)調査を依頼した事業者が当該個人データの内容を確認できる場合、(②-2)契約上、調査を依頼した事業者が個人データの取扱いに関する権限が付与されている場合、または、(②-3)外部事業者における個人データの取扱いについて制限が設けられている場合には、個人データの取扱いの委託をしているものと解される。

➡この場合、依頼した事業者から外部事業者に個人データを提供することは「第三者」への提供に該当せず、本人の同意は不要。

➡外部事業者が新たに取得した個人データを依頼した事業者に提供することも「委託」の範囲内であり、本人の同意は不要。

## 第三者に該当しない場合(委託先が取得した個人データの独自利用)

Q5-26-6 広告配信の委託を受け、これに伴って提供された氏名・メールアドレス等の個人データを利用して広告配信を行い、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを取得しました。取得した別の個人データを自社のために利用することができますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A5-26-6として追加)

A5-26-6

個人データの取扱いの委託を受けた者は、当該個人データのみならず、当該個人データを利用して取得した個人データについても、委託された業務以外に取り扱うことはできません。したがって、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを委託先が自社のために利用することはできません。  
(令和3年9月追加)

## 第三者に該当しない場合(委託先事業者による統計情報の独自作成)

Q 7-38 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために統計情報に加工した上で利用することはできますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記 Q & A 5-26-4 として追加)

A 7-38 委託先は、委託(法第23条第5項第1号)に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。**委託先が当該個人データを統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません。**

(令和3年9月追加)

※今回の改正で一番実務上、影響が大きいQ & A

- 個人データの取扱いの委託をする場合において、委託元と委託先の事業者との契約において、委託業務以外に、委託先の事業者において統計情報を作成することを許容する条項を入れている場合があるが、このような取扱いが認められなくなる。
- 令和2年9月の改正で、委託先の事業者において独自に匿名加工情報を作成することができないQ & A 11-13-3が追加されたが、この場合よりも実務上の影響が大きいと考えられる。
- 実務上の対応としては、委託先の事業者は委託元の事業者との契約を改正し、委託元の事業者のために統計情報を作成することとする必要がある。なお、この場合、複数の委託先の事業者から受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成することはできない。これに対して、それぞれの委託元の事業者からの指示に基づき、①本人ごとに突合することなく、②サンプルとなるデータを増やす目的で、1つの統計情報を作成して、委託元の事業者に提供することはできる(QA 7-43)。
- 令和2年9月の委託先事業者による匿名加工情報の独自作成の禁止のQ & A 11-13-3から一定期間、個人情報保護委員会の態度が留保されていたこと、過去のパブコメ回答でもこの点の質問について回答が留保されていたことから、直ちにそれまでの取扱いが問題になることはないのではないか。

## 参考：委託先の事業者による匿名加工情報の独自作成

Q11-13-3 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために匿名加工情報に加工した上で利用することはできますか。

A11-13-3 委託先は、委託（法第23条第5項第1号）に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを匿名加工情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された匿名加工情報を自社のために用いることはできません。

（令和2年9月追加）

# 参考：委託先の事業者による統計情報の独自作成に関するパブコメ

「[個人情報保護に関する法律についてのガイドライン\(通則編\)](#)」の改正案に関する意見募集の結果について(2018年12月25日)8番(4頁～5頁)

## 【意見】

「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」の具体的内容を明記して頂きたいです。なぜなら、委託先への監督責任の内容に影響があると考えるからです。

## 【理由】

「委託された個人データの取扱いに関する業務以外に個人データを利用することはできない」は、「委託された個人データの取扱いに関する業務」を超え、委託先が行っている事業のために当該個人データを利活用することは認められないと解する事ができます。そうすると、委託された業務を超え、委託先事業のために「当該個人データを統計情報に至るまで加工し」利活用する場合も認められないと解するのでしょうか？

例えば、ある会社(個人情報取扱事業者)が、当該会社の従業員から「人事管理のため」に取得した個人情報(個人データ)を、人事管理システムを開発・運営するシステム会社に「当該会社従業員の人事管理のため」に業務委託した場合を考えます。

このようなシステム会社が、委託された人事管理業務を行うに加え、運営しているシステム開発・改良を施すため委託された個人データの処理・分析等を行うことは、「委託された個人データの取扱いに関する業務」である人事管理業務を超え、システム会社の事業(システム開発運営)と言え、「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」となり、このような行為は許されないと考えられます。またこのように考えると、委託元である会社は、システム会社に個人データを委託する際の監督責任として、このような行為を控える(禁止する)対応義務が生じることになりそうです。

個人データを統計情報に至るまで加工すれば法規制の対象にはなりません。しかし、システム会社の行うデータ処理・分析等が、統計情報に至るまで加工されているか否かについては、委託元にはわからないのが現状です。そうすると、委託元は、(少なくとも)委託先への監督責任として統計情報に至るまで個人データを加工している旨の確約を得る必要があるのでしょうか。

「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」をどのように解釈するべきか、特に、当該個人データの統計情報に至るまでの加工行為の目的が「委託された個人データの取扱いに関する業務以外」であれば禁止されると解釈する事になるのか(否か)、ご検討頂けますと幸いです。

## 【匿名】

## 【個人情報保護委員会の回答】

委託された業務以外に個人データを取り扱っている事例の具体例については、実態に即してQ&A等においてお示しすることを検討してまいります。

## ○上記のパブコメを受けて追加されたガイドラインQ&A

(第三者に該当しない場合)

**Q5-26-2** ガイドライン(通則編)3-4-3の「(1)委託(法第23条第5項第1号関係)」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

**A5-26-2** 次のような事例が考えられます。

事例1)個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

事例2)複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

(平成30年12月追加)

※上記のとおり、2018年(平成30年)12月15日のパブコメにおいて委託先事業者による統計情報の独自作成について質問がなされたにもかかわらず、個人情報保護委員会は明確な回答をせず、2021年9月30日までガイドラインQ&Aにおいてこの点の解釈は示されなかった。

## 第三者に該当しない場合（委託先における自社の分析技術改善のための利用）

Q7-39 委託に伴って提供された個人データを、委託業務を処理するための一環として、委託先が自社の分析技術の改善のために利用することはできますか。（※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q&A5-26-5として追加）

A7-39 個別の事例ごとに判断することになりますが、委託先は、委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限りにおいて、委託元から提供された個人データを、自社の分析技術の改善のために利用することができます。

（令和3年9月追加）

※Q & A 7-38により、委託先は委託業務以外で委託された個人データについて独自に統計情報を作成することは認められないこととされたが、自社の分析技術の改善のために利用することは認められることとされた。

## 第三者に該当しない場合(委託元から統計情報の作成の委託を受ける場合)

Q7-43 A社及びB社から統計情報の作成の委託を受ける場合に、以下の取扱いをすることはできますか。

①A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これをA社及びB社に提供すること

②A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成し、これをA社及びB社に提供すること

(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q&A5-26-7として追加)

A7-43

①個人データの取扱いの委託(法第23条第5項第1号)において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできません。したがって、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。

外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A社及びB社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

②A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合していないため、委託先においてA社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データをサンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成することができます。

(令和3年9月追加)

※複数の委託元事業者から委託を受けて統計情報を作成する場合でも、複数の委託元事業者の個人データを本人ごとに突合することは認められないことになった。

※この場合に、それぞれの委託元の事業者からの指示に基づき、①本人ごとに突合することなく、②サンプルとなるデータを増やす目的で、1つの統計情報を作成して、A社・B社に提供することはできる。

## 第三者に該当しない場合(委託先による独自に取得した個人データ・個人関連情報の本人との突合)

Q7-41 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできますか。(令和2年改正法関連:2022年4月1日施行)

A7-41

- 個人データの取扱いの委託(法第23条第5項第1号)において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできません。
- したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例1) 既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者に提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること

事例2) 既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること

- これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

(令和3年9月追加)

※Q & A 7-42 (次頁) と異なり、提供元(委託元)に、委託元が提供した個人データに、委託先が独自に突合した個人データや個人関連情報を付加したものを返すことを想定していない場合も、「個人データの取扱いの委託」には該当しないことが明確化された。

※外部事業者に提供するにあたり、提供元が本人の同意を取得するか、あるいは、外部事業者が委託と整理した上で本人の同意を取得することが必要となる(後者は本人の同意が取得できない場合もある)ので困難か?。



## 第三者に該当しない場合(委託先による独自に取得した個人データ・個人関連情報の本人との突合)

Q7-42 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。(令和2年改正法関連:2022年4月1日施行)

A7-42

- 個人データの取扱いの委託(法第23条第5項第1号)において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできません。
- したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例1)顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

事例2)顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人関連情報を付加し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

- これらの取扱いをする場合には、委託先において本人の同意を取得する等、付加・修正する情報を委託元に適法に提供するための対応を行う必要があります。なお、事例1)については、当該外部事業者が住所を含む個人データについて、法第23条第2項に従って個人情報保護委員会への届出等を行っており、オプトアウトによる第三者提供が可能である場合には、あらかじめ本人の同意を取得することなく、当該顧客情報を委託元に戻すことができます。

(令和3年9月追加)

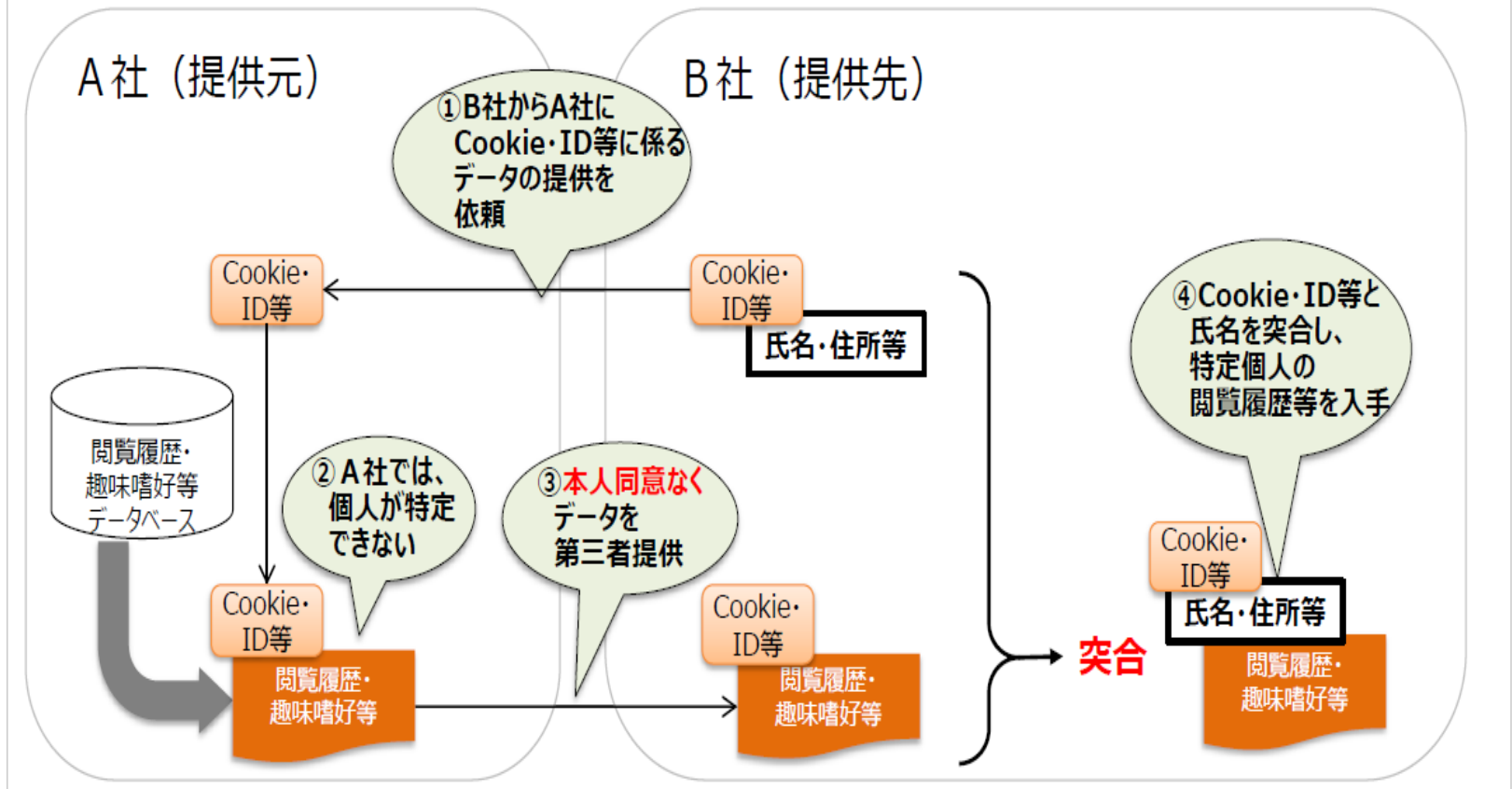
※委託先が、委託元から提供を受けた個人データに独自に取得した個人データ・個人関連情報を本人と突合することは「個人データの取扱いの委託」ではないこととされた。

※これにより、DMP事業者や広告配信事業者などの外部事業者に個人データを提供する際に、本人の同意(あるいはオプトアウト)を得て提供することが必要となる。

# 本人の同意なきデータの第三者提供

## イメージ

- A社とB社でCookie・ID等を共有。
- A社は、Cookie・ID等に係る氏名等の個人情報を有していない。
- B社は、Cookie・ID等に紐づいた個人情報を有しており、A社はその事実を知っている。



# 本人の同意なきデータの第三者提供

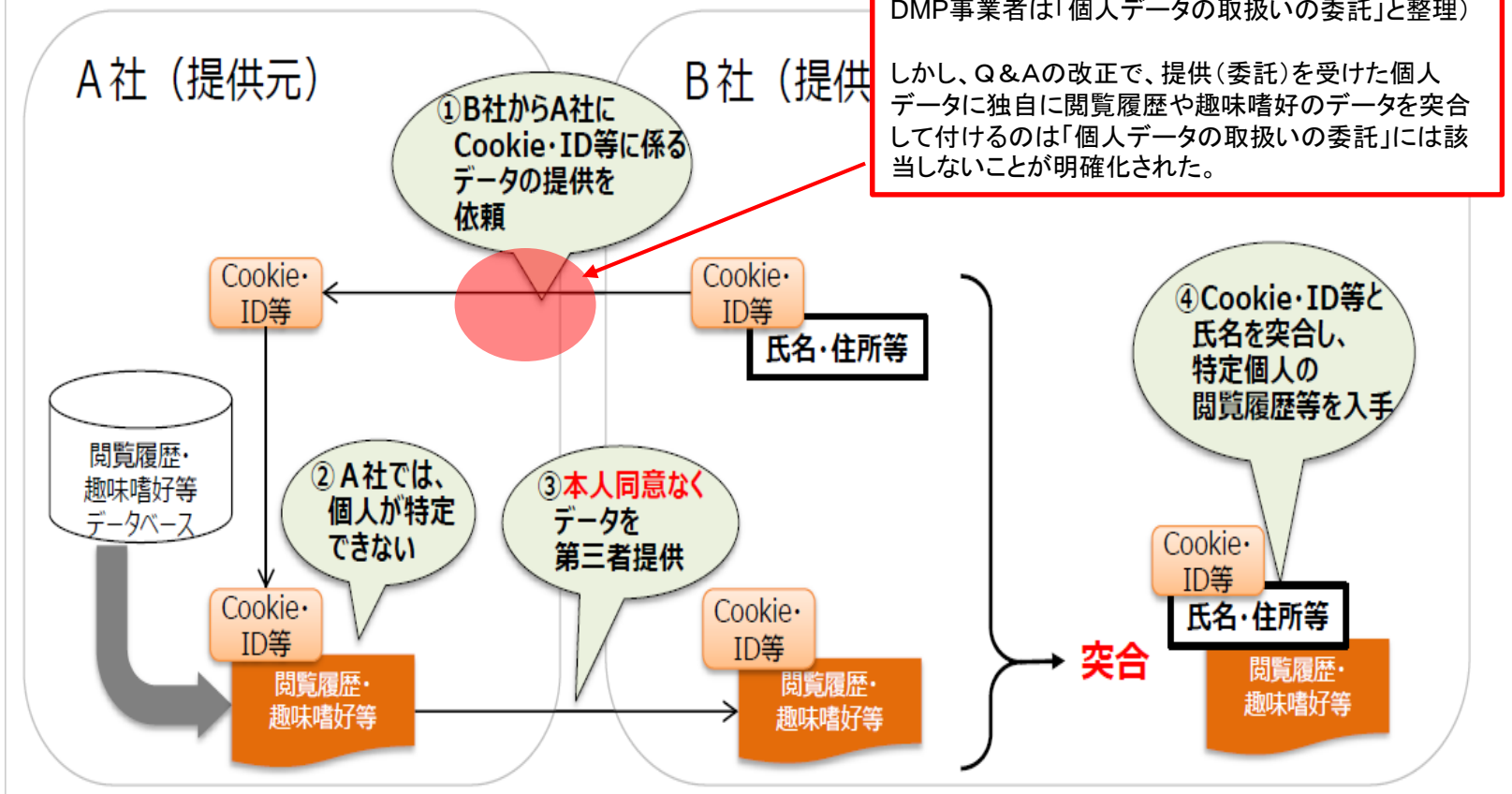
## イメージ

- A社とB社でCookie・ID等を共有。
- A社は、Cookie・ID等に係る氏名等の個人情報を有して
- B社は、Cookie・ID等に紐づいた個人情報を有しており、

提供元基準によると、Cookie/ID等は他の情報と容易に照合でき特定の個人を識別できるので、「個人情報（個人データ）」の第三者提供に該当する。

「個人データの取扱いの委託」と言えるのか問題となる(⇒リクナビ問題を受け、多くの広告配信業者やDMP事業者は「個人データの取扱いの委託」と整理)

しかし、Q&Aの改正で、提供(委託)を受けた個人データに独自に閲覧履歴や趣味嗜好のデータを突合して付けるのは「個人データの取扱いの委託」には該当しないことが明確化された。



# 参考:個人関連情報

Q 8 - 9 個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供しました。委託先にとって当該データが個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合、委託先が当該データを委託元に返す行為について、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されますか。

A 8 - 9

- 個人データの取扱いの委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されません。
- ただし、委託先が、委託先で独自に取得した個人関連情報を当該データに付加し、その付加後の当該データを委託元に返す場合には、法第 26 条の 2 第 1 項が適用されます。

## 個人データの取扱いの委託契約に追加すべき条項

### ※必ず追加すべき条項

- ①委託業務以外に個人データを利用しないこと
- ②委託を受けた個人データについて匿名加工情報・統計情報を作成することの禁止(誓約事項)
- ③委託元の事業者が委託先が取得した個人データの内容を確認できる権限があること

### ※匿名加工情報・統計情報の作成を委託している場合

- ①他の会社から委託を受けた個人データとの本人ごとの突合をした上での匿名加工情報・統計情報の作成の禁止(誓約事項)

委託先として、独自に匿名加工情報・統計情報を作成している場合は・・・